○文部科学省令第三号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を第十項とし、同条中第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

第八条中「第五項、第八項、第十項及び第十一項」を「第六項、第九項、第十一項及び第十二項」に改め、同条の表中「第四条第五項」を「第四条第六項」に、「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

附　則

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百一号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社愛知銀行

二　住所　愛知県名古屋市中区栄三丁目十四番十二号

○内閣府告示第三十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百一号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　浜松信用金庫

二　住所　静岡県浜松市中区元城町百十四番地の八

○内閣府告示第三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百一号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　飯田信用金庫

二　住所　長野県飯田市本町二丁目二番地

○内閣府告示第三十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百一号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　中日信用金庫

二　住所　愛知県名古屋市北区清水二丁目九番五号

○内閣府告示第三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百一号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　東濃信用金庫

二　住所　岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一

○金融庁告示第七号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

金融庁長官　細溝　清史

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　算入可能適格流動資産の合計額　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「銀行流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額若しくは同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二　日次平均の値　別紙様式第一号から第三号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

○内閣府告示第三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十八号をもつて公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社親和銀行

二　住所　長崎県佐世保市島瀬町十番十二号

○内閣府告示第四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日内閣府告示第二百四十一号をもつて公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年一月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　磐田信用金庫

二　住所　静岡県磐田市中泉一丁目二番地一